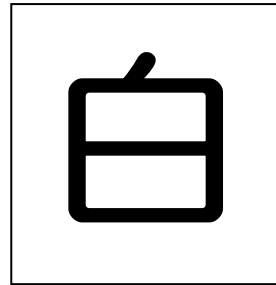


わろう



石

2008

～白石区実施プラン～



平成 20（2008）年 4 月 策定

白石区の使命

地域の総合的な行政機関として区民のニーズの把握に努め、時代に即したサービスの提供や事業部局への提案、さらには住民主体で取組むまちづくり活動への支援を行い、誰もが「白石区に住んで良かった」と思える魅力あるまちづくりを進めていきます。

1 きめ細やかな質の高い行政サービスの提供

- (1) 事務事業の見直しなど、効果的・効率的な業務の執行
- (2) 新たな行政需要への対応と、信頼され親しまれるサービスの提供

2 区民や関係機関とのパイプ役機能の発揮

- (1) 区民ニーズの把握と事業部局への提案
- (2) 区民に対する事業情報の提供

3 区民が主体となったまちづくり活動の促進と支援

- (1) 区民が主体となったまちづくり活動の促進と支援
- (2) 区民と行政における役割分担と情報の共有化

白石区の目標

- 1 区民とともにふれあい信頼し合えるまちにします。
- 2 まちづくりの主人公として区民が活躍できるまちにします。
- 3 歴史文化の継承と新たなふるさと文化の育つまちにします。
- 4 みんなが健康で住みやすいやすらぎのあるまちにします。
- 5 みんなでつくる安全で安心なまちにします。
- 6 地域の個性を生かし環境と調和したまちにします。

重点取組項目

地域のまちづくりの推進

1 身近な地域のまちづくりの推進

- 【自治基本条例 第23条 市民によるまちづくり活動の推進
第24条 青少年や子どものまちづくり
第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり
第29条 区におけるまちづくり

の実現を目指します】

① まちづくり活動への支援

○ まちづくり協議会等への支援（第23条）

区内8地区の地域ネットワーク型まちづくり組織（まちづくり協議会）における防犯・防災、環境美化などの地域課題解決に向けての取り組みや、魅力ある地域づくりの事業に対して、助成金を交付するなどの支援を行います。助成金限度額は1地区1,200千円です。



○ 安全・安心なまちづくり活動への支援（第23条）

各地域で活発に行われている、安全・安心なまちづくりへ向けた活動の継続を支えるため、地域住民の自発性を尊重しながら、的確な情報提供とともに、活動内容に合わせた支援を進めます。

具体的には、地域が主体となって行うD I G（災害図上訓練）などのワークショップや研修、パトロールや防災訓練など、地域における自主的な防災・防犯・交通安全への取り組みに、必要な用品等の支援を行います。

- 地域との連携による防災力の向上<その1> (第 29 条)
災害に強いまちづくりを進めていくためには、市や防災関係機関等が地域と連携し、組織的な防災力の向上に努めることが大切です。

このことから、連携強化に向けて、以下の取り組みを進めます。

- ・白石区防災訓練の実施

大規模な自然災害を想定した、行政と防災関係機関、地域住民の参加による防災訓練を実施することにより、相互の連携を強化し、一人ひとりの防災意識の醸成を図ります。

日時 平成20年9月1日

場所 北白石小学校グラウンド

内容 避難誘導訓練、救出、救護訓練、消火訓練、水防訓練、炊き出し訓練などを予定しています。



- ・防災リーダー研修の開催

自主防災活動の必要性、家庭の防災対策などの研修や消火・救出・救護訓練などの訓練を通じ、地域での防災活動を実行する中心的リーダーを育成します。

実施時期、内容は今後検討していきます。

- 白石区地域診断事業の実施 (第 29 条)

住みよいまちづくりを進める上では、地域資源や課題の分析 (地域診断) を行い、その結果を踏まえた取り組みを実施することが必要です。地域診断を実施することで、地域住民の認識の共通化が図られ、今後のまちづくり活動の指針を生み出すことも期待できます。

平成 20 年度は、以下のとおりモデル地区を設定して、地域課題の診断を行います。

ア まちづくりのアドバイザー (委託) と地域住民の代表が、まちづくりセンターや地域振興課等行政側と地域の資源や課題などの現状を診断し、その結果に基づいたカルテを作成します。

イ 地域住民を募集してワークショップを開催し、カルテを参考にしながら地域の課題と可能性を参加者に発見してもらい情報共有を図るとともに、今後の地域の方向性を考えます。

ウ 上記の結果を報告書にまとめ、課題解決に向けた活動等地域が具体的に行動する際の指針とします。

○ 地域環境活動の支援（第 28 条）

・ 清掃活動への支援

区民、歩道美化ます花壇製作団体等の地域団体が環境活動として、道路、公園、河川等の清掃活動を実施する際にごみ袋、軍手等の清掃用品を提供することにより環境活動の支援を行います。

・ 地域のごみ減量化への支援

町内会などが「ごみのたい肥化」を行う際に、アドバイスを رفتたり、自主管理している公園の一部を堆積場所として利用を認めるなど、ごみ減量化への支援を行います。



○ 少子高齢社会に的確に対応するための地域活動への積極的な支援

（第 29 条）

・ 子育て支援の充実

まちづくりセンター、地区福祉のまち推進センター・子育て家庭支援に係る各機関や団体、ボランティア等と情報を共有し、安心して子育てができる地域の環境づくりに向けて、地域での子育て活動を支援します。

・ 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者が安心して暮らせるために、関係機関・団体と連携し、単身高齢世帯の福祉ニーズに即した介護予防事業や地域ケア体制の整備など、福祉支援活動を効果的に実施するとともに、地域の方々がお互いに支援を行うことができる体制づくりを推進します。



② まちづくり人材の発掘・育成

- 白石区の未来を担う人材育成～白石キッズセミナー～（第24条）
将来のまちづくりや市民自治の担い手となる子どもたちに、社会の基本的な仕組みなどを楽しみながら学べる機会を提供し、自ら考える力・自立心・社会性を身につける手助けをするとともに、子どもたちがまちづくりを考えるひとつのきっかけ作りとします。
講師役にはまちづくり活動を実践している地域住民の方々をお願いし、まちづくりの体験談などをわかりやすく話してもらうことも予定しています。
受講対象は、小学校高学年(5・6年生)20名程度を募集します。
- 白石を探そう！まちづくり子ども探偵団（第24条）
白石区の子どもたち（小学校高学年）が白石区についての理解を深め、ボランティアやまちづくりへの関心をもつ契機となるような体験と学習の場を提供します。
子どもたち約20名を募集し、区内見学、ボランティア、まちづくり体験等をテーマとした体験学習を約3回に渡り実施し、まちづくりの楽しさや大切さを伝えていきます。



- まちづくり善俗堂の開催（第23条）
地域のまちづくり活動において、活躍している方を対象として、まちづくりのシナリオ作り（参加のプロセス～事業の実施・展開）、住民参加の仕掛けや合意形成のポイント等について学ぶ機会を提供します。
また、これからまちづくりに参加し、活動していきたいと考えている方を対象に、まちづくりの現場紹介やマップづくり等を通してまちづくりへの参加意欲向上を促します。

2 区役所からの情報提供の充実

【自治基本条例 第26条 情報提供 を充実させます】

○ 広報さっぽろの充実（第26条）

- ア 区民のページに関し広報モニターを継続実施し、区民の皆さんが必要としている情報の把握に努め、的確に分かりやすく伝えます。
- イ 広報モニターの方々に誌面作りに参加していただくことを継続実施するほか、区民の皆さんの質問に答えたり、区内の魅力あるスポット・景色などの写真を提供していただき掲載するなど、区民の皆さんが参加できるコーナーを新たに設け、区民の皆さんにとって、さらに身近な「広報さっぽろ」を目指します。



○ ホームページの充実（第26条）

- ア 区民の皆さんの意見・要望を把握し、利用しやすいホームページを目指すとともに、区民の皆さんによる主体的なまちづくり活動がさらに広がるよう、必要な区政情報や地域活動の情報などを積極的に提供していきます。
- イ 区のマスコットキャラクターを活用したり、区内の魅力あるスポット・景色などの写真を提供していただき掲載するなど、より親しみと魅力溢れるホームページ作りを目指します。
- ウ 区民の皆さんから多く寄せられる質問などにお答えするコーナーについて、提供する項目と掲載内容の充実を図ります。
- エ 将来の市民自治の担い手である子どもたちに、地域やまちづくりへの関心を持ってもらうため、小学生からアイデアを募りながら、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信を行う「キッズページ」を設けます。

3 協働によるまちづくり活動の推進

【自治基本条例 第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり
第29条 区におけるまちづくり
の実現を目指します】

○ より良い冬季環境の実現を推進（第28条・第29条）

・地域と創る冬みち事業の推進

雪対策の抱えるさまざまな課題の克服に向け、全庁一丸となって取り組み、より一層の効率的・効果的な雪対策を進めるため、副市長を本部長とした「雪に負けないサッポロづくり本部」を平成18年4月に設置し、その中でのひとつの検討項目として「地域と創る冬みち事業」を行っています。

この事業は、生活道路の除排雪に対する市民の理解や満足度を高めるため、限られた予算や地域特性を踏まえ、より効果的な除排雪などのあり方について地域住民・除雪事業者・行政による話し合いを実施し、区民との協働により、より良い冬季環境の実現を目指していきます。

・コロバースボトルの普及促進

区民、地域団体等の協働で、空ペットボトルを利用するなど凍結路面へのすべり止め材の散布を区民が手軽にできるような方法を推進するとともに、白石区が命名したすべり止め材入りのペットボトル（コロバースボトル）の普及促進を図ります。



○ 地域との連携による防災力の向上<その2>（第29条）

・白石区防災会議の開催

白石区防災会議は、防災関係機関等との相互の連携体制による防災対策を推進することを目的として、札幌市内の区としては初めて平成15年に設置しました。平成16年には区と地域団体や関係機関との綿密な連携体制やそれぞれの役割などを定めた白石区地域防災計画を策定し、地域と一体となった防災対策を推進しています。

これまでも、防災対策に関するさまざまな取り組みについて協議を行っており、平成20年度についても、災害時要援護者支援対策の進展や地震被害想定の見直しなどにより必要となる白石区地域防災計画の修正について、協議を進めていきます。

平成20年度 白石区防災会議開催予定
会議 平成20年8月、21年3月
幹事会 平成20年7月

ともに信頼し合えるまちづくりの推進

1 公平・適正な税務事務の執行

○ 公平・適正な税務事務の執行

- ア 公平・適正な課税を行い、納税者の立場に立ったわかりやすい説明と十分な理解を得るよう努めます。
- イ 市税収入確保のため、納付の督促・指導を着実にを行い、納期内納付を推進するとともに収入率の向上に努めます。
- ウ 市民サービスの向上を図ります。

2 国民健康保険料に係る公平・適正な収納対策の実施と収納率の向上

○ 国民健康保険料に係る公平・適正な収納対策の実施と収納率の向上

- 各系の連携により、国民健康保険料の納期内納付の向上を目指すとともに、滞納の早期解消を図るため、厳正な収納対策を一層充実し、収入額の確保及び収納率の向上に取り組みます。

3 窓口サービスアップの推進

【自治基本条例 第14条 職員の責務 を果たします】

○ 窓口サービスアップへの取組継続（第14条）

- ア 課または部単位で結成した9つのサービスアップチームにより、窓口サービスアップへの取り組みを継続します。
また、来庁者から要望の多い2点を、区共通の重点取組項目として設定します。
 - ・笑顔で応対
 - ・丁寧に分かりやすい説明
- イ 窓口及び駐車場混雑予報の提供
来庁者の分散を図るとともに、情報提供サービスを向上させるため、向こう1ヶ月間の窓口及び駐車場混雑予報を区役所公式ホームページお知らせします。
- ウ 窓口案内表示の改善
白石区役所は庁舎構造が複雑な上、出入り口が多いため、来庁者に臨時開設窓口等を分かりやすく知らせるため、書き換えの出来る案内表示板を設置します。

4 職場内のコミュニケーションの活性化

【自治基本条例 第14条 職員の責務 を果たし
第15条 職員の育成 を行います】

○ 職場内のコミュニケーションの活性化（第14条・第15条）

・ 情報共有と横断的な連携による問題把握

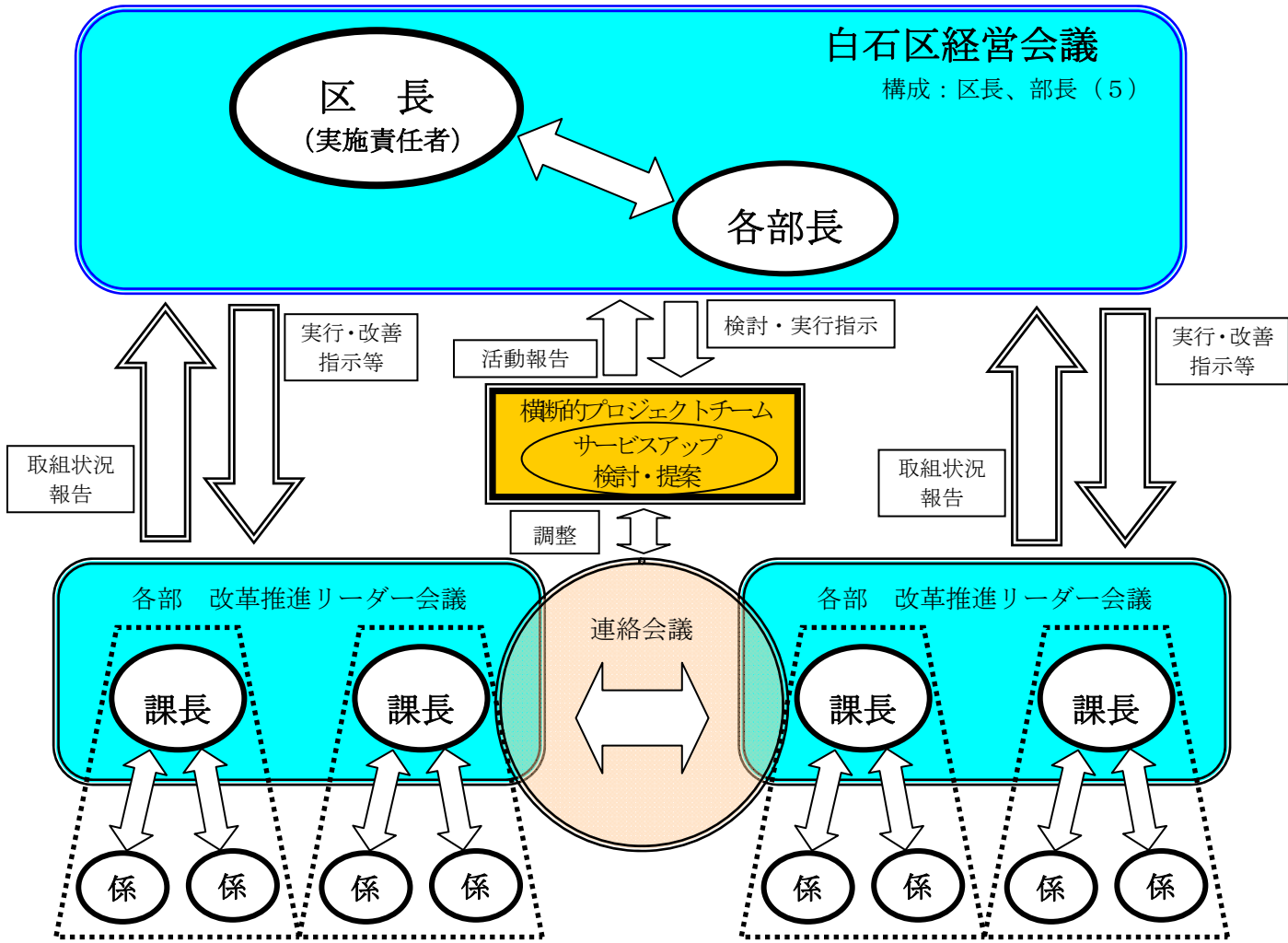
市民に対し、適切な窓口対応や案内をするため、業務に必要な専門的知識の習得だけでなく、他部課の業務についても理解を深めることができるよう、職員研修や勉強会等を計画的に実施するとともに、職員が研修に参加しやすい環境作りを進めます。

また、区内各系の業務内容を一冊にまとめた「職員便利帳」を改訂し、活用を促進します。

更に、問題発生についての情報交換等を密に行い、相互連携を深めることにより、的確な行政サービスの提供に努めます。



平成 20 年度白石区実施プラン運営体制



白石区経営会議：実施プランの進行管理を行う（各部取組状況確認、成果検証、改善指示等）
 改革推進リーダー会議：各部取組項目の進行管理及び各部長へ取組状況を報告（各部の課長会議）
 連絡会議：取り組みに係る協議連絡調整、情報交換を行う（部庶務担当課長会議）
 横断的プロジェクトチーム：経営会議からの検討指示により、直轄のチームとして活動する。

